

(公印省略)

8 粕福障第 66 号
令和 8 年 4 月 15 日

計画相談支援、障害児相談支援事業者各位

粕屋町長 箱田 彰

令和 8 年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書提出について

標記の件について、令和 8 年度介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」)の算定事業所については、計画相談支援、障害児相談支援等の指定権者である都道府県や市町村に届出が必要です。つきましては、下記を参照の上必要な届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

●福祉・介護職員等処遇改善加算に関する届出

1 届出の提出について

(1) 提出締切

- ・令和 8 年 6 月から新規で算定する場合：令和 8 年 5 月 1 日（金）
※令和 8 年 7 月以降、令和 9 年 3 月までの間に加算等を算定しようとする場合は、加算等を算定しようとする月の 2 ヶ月前の月末日までに届け出てください。
(月末日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで)

(2) 提出方法

- 原則、電子メール又は郵送にて提出。
※郵送の場合は、「簡易書留」、「レターパックプラス」など、配達記録が残る方法でお願いします。
(配達記録が残らない方法による不着には対応できません。)
※やむを得ず窓口にて提出される場合は、必ずコピーを持参し受付印の押印を求めてください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号
粕屋町役場 福祉課 障がい支援係 安河内
電話 : 092-938-0278 メール : s-fukusi@town.kasuya.fukuoka.jp